

支払通知書によるインボイス対応のご案内

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、本学の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、仕入れ税額控除に伴う適格請求書の交付について下記の通りご案内申し上げます。

何卒ご主旨をご理解賜り、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1) 本学登録番号 T5120905001893

2) 臨地実習および講義・講演等の謝礼費につきましては、実施終了後、本学指定の「支払通知書」（※Excel「支払通知書」をダウンロードしてご利用ください）を作成し送付して頂くことで、仕入れ税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなります。（国税庁：「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」問76より）。

尚、上記の保存要件に関わらず本学より適格請求書の交付を希望される場合は、下記までご連絡ください。「支払通知書」の内容に基づいて、請求書をお送りいたします。

仕入れ税額控除を必要とされない事業者様につきましても「支払通知書」は必ず送付くださいますようお願い申し上げます。

3) 本件に関する問い合わせ先

大阪医科薬科大学財務部経理課 実習費担当

072-684-6235／ kaikai@ompu.ac.jp